

令和6年度脱炭素型ライフスタイル推進モデル事業実施業務に係る事業者選定基準

No.	項目	評価項目	評価内容	配点
1	提案内容	業務全般に対する考え方	提案内容が本市の方針と合致しているか。	10
			業務の目的や内容を適切に理解した提案であるか。	
	実施内容等	脱炭素型ライフスタイルについて学ぶことができる提案であるか。	30	
		脱炭素型ライフスタイルに資する行動を意識しやすくなる提案であるか。		
		脱炭素型ライフスタイルに資する行動を行いやすくなる提案であるか。		
		脱炭素型ライフスタイルに資する行動を行うにあたり、必要な知識等が得られる提案であるか。		
		カーボンニュートラルや脱炭素社会について学ぶことができる提案であるか。		
他の事業主体における再現性が確保された提案であるか。				
	実施体制、役割分担	実施体制及び役割分担が具体的に記載されているか。	5	
3	見積書	提案価格	各テーマのうち、最も安価な提案金額を5点とし、同提案金額を基準として、20千円までごとに1点減点。 (提案価格が提案公募上限額100千円を超過している場合、その参加者は失格となる。)	5
合計				50

- ・上記の項目を審査員3人が審査し、1人当たり50点満点で採点します。
- ・各審査員の合計を総合点（満点150点）とし、総合点の6割以上を獲得し、かつ総合点が高い方から3位までの事業者を提案評価通過者として選定します。
- ・総合点が2位の事業者が2者以上ある場合は、「提案内容点」が高い事業者を提案評価通過者とします。
- ・「提案内容点」も同点の場合は、審査員で協議し、業務委託事業者を決定します。

【評価基準】

○各評価項目は、0～5点までの6段階で評価します。

- (1)非常に優れた提案である場合には、「5点」とします。
- (2)優れた提案である場合には、「4点」とします。
- (3)標準的である場合には、「3点」とします。
- (4)やや物足りない提案である場合には、「2点」とします。
- (5)特に物足りない提案である場合には、「1点」とします。
- (6)評価内容を満たしていない場合や劣悪な提案である場合には、「0点」とします。